

新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

第12回

1. 日時

令和2年8月26日（水）16：30～18：00

2. 場所

原子力規制委員会13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

櫻田 道夫 原子力規制技監

遠山 眞 技術基盤課長

佐々木晴子 技術基盤課 企画調整官

北井上礼樹 技術基盤課 専門職

原子力エネルギー協議会

玉川 宏一 理事

示野 哲男 事務局長

宮田 浩一 部長

藤田 啓司 副部長

石川 達也 設備保全WG委員（四国電力株式会社 原子力部 設備保全グループ
グループリーダー）

4. 議題

- (1) 審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する事業者意見
- (2) その他

5. 配付資料

第12回 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合出席者一覧

資料12-1 審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善

【事業者意見・提案の収集、抽出結果について】

参考資料12-1 事業者意見・提案の抽出結果（B項目）

（審査において技術的な議論を尽くせなかったと受け止めており、
あらためて技術的根拠を整理の上、議論を希望するもの）

参考資料12-2 第52回原子力規制委員会（令和元年1月15日）

資料1 審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する検討の進め方について

6. 議事録

○櫻田技監 定刻になりましたので、ただいまから第12回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合を開催いたします。

本日の司会進行は、原子力規制庁原子力規制技監の櫻田が務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日のこの会合の趣旨について簡単に御説明したいと思います。

恐れ入りますが、配付資料の中に参考12-2という資料がございます。参考資料12-2。こちらを御覧いただけますでしょうか。この資料は令和2年1月15日の第52回原子力規制委員会に原子力規制庁から説明に使用した資料でありまして、この資料を使って本日の会合の趣旨を簡単に御説明いたします。

冒頭書いてございますように、昨年というのは令和元年ですが、10月23日に開催された原子力規制委員会におきまして、審査経験や実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する今後の取組というものを了承いただきました。このときに使われた資料がこの資料の4ページに抜粋で付いてございます。

恐れ入ります。この4ページを御覧いただけますでしょうか。そもそも原子力規制委員会は、この規制委員会の中期目標というのを定めておりまして、その中で枠囲いを書いてございますように、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善ということを決めておりまして、その枠囲いの下に書いてございますように、これを受けて原子力規制庁におきまして、最新知見を規制に反映するというためのプロセスを定めて、

様々な活動に取り組んできているところであります。

これらの活動を通じまして、安全上重要な知見や情報が得られた場合には、その重要性や緊急性を踏まえて、随時規制基準に反映するといった取組を進めてきていたところであり、

一方で、2. に書いてございますように、こういった取組において重要性や緊急性の観点から、この随時の見直しというものの対象にならなかった審査経験や実績といったものがありまして、これらも規制基準に的確に反映して、基準のさらなる具体化・明確化を図ることが必要ではないかということで、もうちょっと具体的に申し上げますと、次の段落に書いてございますように、これまでの経験や実績が豊富な実用炉について、既に許認可等の処分をしたものに関する審査経験や実績を元に、現行の基準が規定する要求内容の更なる具体化や表現の改善等を行うということが必要じゃないかということで、今後、被規制者からも公開の場で意見・提案を聴取しながら中長期的な取組計画を策定しますということをお示したところであります。

これを受けて、この資料の1ページ目に戻っていただいておりますが、令和2年1月15日の規制委員会において、ではこれを具体的にどうするかということをお諮りしたものであります。

この1ページ目の2. ですけれども、じゃあこの見直しの対象とする基準は何かということで、先ほど説明しましたように実用炉の原子炉の許認可処分の審査に当たって使用された二つの基準、設置許可基準規則とその解釈、及び技術規則及びその解釈というものを対象にしたい。またこれらの基準に関連するガイド等についても必要に応じ含めていこうと、こういうことであります。

取組の流れについては3. にございますように、今申し上げた基準を対象にして要求内容のさらなる具体化・明確化、表現の改善に資すると考えられる意見・提案を、原子力規制庁内で収集するとともに、被規制者側からも同様の趣旨の意見・提案を聴取すると。この被規制者からの意見・提案の聴取というものはどういうふうに進めるかということについて、次のページ、4. に書いてありますように、被規制者、各社共通の意見をATENAに取りまとめていただいて、ATENAから聴取することにした。

もちろん個別被規制者からの意見も排除するわけではありません。ただ、いずれにしても意見聴取は原子力規制庁が公開の場で行うということ規制委員会の場でお示しをして、そのように進めることについて了承されたということでもあります。この公開の会合

というのが本日開くことになった会合でありまして、令和2年1月15日にお示したスケジュールからは若干遅れていますけれども、ようやく会合の開催の運びに至ったところと、こういうことであります。

以上のような趣旨でございますので、本日の会合の参加者はお手元の出席者一覧という資料がありますけれども、規制庁側からは対象となる基準、あるいはガイドの担当を技術基盤課が行っておりますので、遠山課長以下担当の職員が出席し、またATENAの玉川理事ほかの関係する方々にも御参加いただいていると、こういうことでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、本日の会合の趣旨は以上でございます。

それでは引き続きまして、本日の会合の議事運営について、佐々木企画調整官から説明をしてください。

○佐々木調整官 原子力規制庁の佐々木です。

本日の会合ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを用いて実施いたします。ATENAさんの2拠点と、原子力規制庁の合計3拠点を結んで実施いたします。本日の配付資料は議事次第の配付資料の一覧にて御確認ください。

なお、注意事項ですが、マイクについては発言中以外は設定をミュートにさせていただきたいと思っております。また発言を希望する際は大きく挙手をする。発言の際はマイクに近付く、音声不明瞭な場合は相互に指摘するなど、円滑な議事運営に御協力をお願いします。

また、発言する際には必ずお名前を名のってから発言するようにお願いいたします。資料説明の際には資料番号及びページ番号、必ず発言していただき、該当箇所が分かるようにしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○櫻田技監 ありがとうございます。

ここまでのところでATENA側の方々、特に質問等がありましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題にありますように、事業者意見の聴取ということでございますので、資料12-1、あるいは参考資料12-1というのが用意されてございますので、これを用いてATENAの方々から御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

玉川理事、お願いします。

○ATENA（玉川） ATENAの玉川でございます。音声大丈夫でしょうか。

○櫻田技監 はい、大丈夫です。

○ATENA（玉川） それでは改めまして、本日はこのような事業者意見を御提案できる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ATENAにおきましては、ただいま櫻田技監から御説明がありました、今年1月15日に開催をされました原子力規制委員会で決定をされました審査経験、実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する検討・進め方、これを受けまして各事業者からこれまでの審査経験やその実績を踏まえました意見・提案を集約してまいりました。本日はその中から技術的観点から明確化や適正化が望ましい事項を中心にしまして、御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは早速ですけれども、担当の藤田より説明を行います。

○櫻田技監 どうぞお願いします。

○ATENA（藤田） ATENAの藤田でございます。音声大丈夫でしょうか。

○櫻田技監 大丈夫です。

○ATENA（藤田） それでは、資料に従いまして審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関わる事業者意見・提案の集約結果について御説明させていただきます。

資料は、資料12-1と参考資料12-1の2種類を御用意しております。説明は資料12-1を中心に御説明いたします。

それでは、資料12-1をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、右肩1ページ目をお願いいたします。

まず最初に、今回ATENAで意見集約するに当たって見直し対象とした基準について御説明いたします。

今回一連の取組につきましては、先ほど御説明いただきましたとおり、1月15日の規制委員会において本取組に対する進め方が提示され、この中で見直し対象とする基準の枠組が示されておりましたので、それに基づき今回抽出しております。

その内容については重複しますが、点線枠の中に今回の規制対象として実用発電用原子炉の許認可処分の審査に当たって使用された基準ということで、先ほどの御説明があったとおりで、設置許可基準規則及びその解釈並びに技術基準規則、その解釈を対象として、これらに関連する審査ガイド等にも整合性の観点等から必要に応じて含めていくことが示されておりました。

2ページ目をお願いいたします。これを受けまして、ATENAにおきましては次の方針に基

づき、見直し対象とする基準を抽出いたしました。一つ目のカテゴリといたしまして、規制委員会において示された設置許可基準及びその解釈並びに技術基準規則、その解釈です。二つ目のカテゴリといたしまして、一つ目のカテゴリの許可基準、技術基準と略させていただきますけれども、これらに関連する内規類、審査基準、審査ガイド等を見直し対象とすることにいたしました。ただし、許可基準、技術基準から直接呼込みのない品質保証、保安規定、運転期間の延長、高経年化対策に係る規則、内規類については許可基準、技術基準に関連する審査との関連性が少ないため、今回の見直し対象に含めないこととしております。

また、意見集約時点で許認可処分の実績がなかった内規類や特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドについては、非公開情報も含まれる可能性があるため、今回の対象とはしておりません。

また、三つ目のカテゴリといたしまして、許認可等の手続に関する内規として、発電用原子炉施設の設置変更許可申請に関わる運用ガイド及び発電用原子炉施設の工事計画に関わる手続ガイドを見直し対象としております。これら三つのカテゴリからATENAが見直し対象に抽出した基準を次のページから示しております。

3ページと4ページ、あわせて御確認ください。今回ATENAが見直し対象に抽出した基準は、ここに記載したものになります。委員会規則であります許可基準、技術基準の2件、審査基準に関連する内規が9件、規制基準に関連する内規が19件で手続に関するガイドが2件の計32の基準を見直し対象として抽出しております。

5ページ目をお願いいたします。ここでは事業者意見・提案の抽出取要領と結果を示しております。先ほど示した、抽出した基準等を対象に、審査実績を踏まえ規制基準で明確化することが望ましいものについて、A項目として別紙にまとめております。これらについては基本的には審査資料等で明確にしたものであり、規制庁殿とも共通認識にあるものと考えてございますので、今回提示の意見を御確認いただき、御不明の点等については適宜議論し、規制基準の見直しに反映頂くことを希望するものでございます。

ここでA項目の中から主な意見について御説明したいと思いますので、ちょっと資料飛んで申し訳ございませんけれども、今資料の7ページから後ろに別紙がございますので、別紙のほうを御確認ください。

別紙の表紙をめくっていただきまして、下のページ番号で1/26ページをお願いいたします。

ここにA項目として全部で33件の意見を集約しております。表の構成といたしましては、意見対象の基準ごとに意見をまとめておまして、左から通し番号、条文の対象箇所、現状の基準の記載で右端に事業者の意見・提案の順で整理しております。また具体的な見直し案については変更箇所を下線等で識別しております。また、このA項目の中には一部単純な記載の適正ですとか、整合性の観点から関連する基準に対する重複意見も含まれますので、これらについては説明は割愛させていただき、主な意見として直接的に審査実績を踏まえて、規制基準で明確化することが望ましいとするものについて御説明させていただきます。

それでは、下のページで2/26ページをお願いします。まず、許可基準に関する意見でございます。左端の通し番号No. 2、第37条の（重大事故等の拡大の防止等）の解釈2-4に関する意見でございます。

事業者意見側のほうをちょっと読ませていただきますけれども、BWRでは、事象発生当初に格納容器内に水素濃度及び酸素濃度がドライ条件の基準を超えるが、実態は水蒸気が大量に存在するため、ウェット条件では爆轟基準には到達していない。審査では、この条件において水素爆轟が発生しないことが認められており、基準の記載を見直していただきたいという意見でございます。

審査実績といたしましては、柏崎刈羽の6、7号機の新規制基準審査の中で御確認いただいている内容でございます。

記載の見直し案につきましては、その下に書いてございまして、下線部のところが追加して変更を希望するものでございます。少し読みますと、原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下又は酸素濃度がドライ条件に換算して5vol%以下であること。ただし、ウェット条件で水素濃度が13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であり、格納容器スプレイ等により水蒸気が急速に凝縮した場合を想定しても水素爆轟に至らないことが示された場合はこの限りではないというところで、審査実績を反映する形で見直しいただきたいという意見でございます。

次に、同じページでその下のNo. 3、同じく37条の（重大事故等の拡大の防止等）の解釈の3-2、4-2に関する意見でございます。

放射線の遮蔽が維持される水位やその基準について明確でなく、審査において、事故時に著しい損傷防止対策と関係のない現場にいた作業員の退避における放射線遮蔽の議論になったことがあるということでございまして、審査の適正化を図るために、例えば以下の

ように明確に解釈に記載していただきたいという意見でございます。

これも同じく審査実績としては柏崎刈羽の6、7号機の新規制基準対応の中で、審査の中で御確認いただいております。

解釈の見直し案といたしましては、3-2の解釈の下段に括弧書きにはしてございますけれども、放射線の遮蔽が維持される水位とは、「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置に対して、放射線により作業等が阻害されないために必要となる水位をいう」というところで、こういう解釈を追記していただきたいということでございます。4-2の解釈についても同じ趣旨の追記をいただきたいということでございます。

続きまして、3/26ページをお願いします。次に、No.5の第54条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）第1項、第2項に関する意見でございます。

審査において、現実的な条件として使用済燃料貯蔵槽内の制御棒の存在や燃焼に伴うウラン等の減損を考慮して、これらの評価条件を解釈に明確化していただきたいということで、これも既に審査実績としましては、大飯の3、4号機、高浜1号機でございまして、大飯の3、4号機につきましては、使用済燃料ピットの未臨界評価で燃料の燃焼度に応じた貯蔵領域を設定し、燃料を管理することとしており、臨界評価においては各貯蔵領域に当該領域に貯蔵できる最大反応度の燃料が全ラックに貯蔵されるという保守性を有しつつ、燃焼燃料に対しては、燃焼による反応度低下効果を考慮した条件で許可を頂いております。

また高浜1、2号機の使用済燃料ピットの未臨界評価では、制御棒の中性子吸収効果を考慮した場合の評価を実施しており、使用済燃料ピットの燃料管理においては大飯3、4号炉の管理条件に加えて、制御棒等の有無を追加することで許可を頂いております。実際の燃料は燃焼に伴うウランが減損する上、使用済燃料ピットには実際に中性子吸収効果がある制御棒が配置されているため、適切な保守性を踏まえて考慮することに技術的な問題はないと考えております。また、いずれの許可においても、保安規定において燃料配置を管理することを明記しており、評価の前提条件を運用段階で遵守しているため、燃焼度や制御棒の評価において考慮しても問題はないと考えております。

審査実績については重複しますが、大飯3、4号機の新規制基準対応で御確認いただいております。

解釈の見直し案につきましては第1項及び第2項の臨界防止の評価にあたっては、使用済燃料貯蔵槽内の制御棒等を考慮してもよい。また、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体は、燃焼に伴うウラン等の減損を考慮してもよいと、実態に即した形での審査実績を反映して

いただきたいという意見でございます。

次に、5/26ページをお願いします。ここから技術基準に関する意見でございます。

No. 3第54条の（重大事故等対処設備）解釈3に関する意見でございます。

可搬型重大事故等対処設備については、設計基準対処施設に悪影響を及ぼさないようにするとともに、重大事故等対処施設の一部に影響が出る場合もあり得るが、複数箇所に分散して配置することで重大事故に対処するため、必要な機能に悪影響を及ぼさない設計としている。現状の解釈の記載では、重大事故対処設備そのものに影響が出ないようにとの基準になっており、上記の審査経験を踏まえ、重大事故対処設備の機能に影響を与えないとの表現に見直していただきたいという意見でございます。

これは玄海3号機の工事計画の認可申請の中、新規制基準の申請の中で御確認いただいている内容です。

解釈の見直し案につきましては、そこに記載のとおり第1項第5号に規定する「他の設備に対して悪影響を及ぼさない」とは、設計基準対処施設に悪影響を及ぼさないだけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさないことも含むというところの追記をお願いしたいということでございます。

続きまして、7/26ページをお願いします。7/26ページのNo. 6の73条、（計装設備）の解釈についての意見でございます。

柏崎6、7号機の設置許可審査会合、平成29年5月18日に行われたものでございますけれども、この中でSAの補助パラメータは判断基準として用いる各条文の設備とすることが記載され、認められたということでございまして、当該補助パラメータの規則要求の重複を排除し、位置づけを明確にするために、補助パラメータが73条の要求に該当しないとの除外規定を追記いただきたいということで、73条で代替監視の機能を要求するものになってございますけれども、その対象の明確化を図っていただきたいということもございまして。

解釈の見直し案につきましては、73条に規定する、途中略しますけれども、なお、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。ただし、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として監視するパラメータを除くということで、規則要求の重複を排除すると

いうことを反映していただきたいということでございます。

今回、33件の意見がございましたけれども、直接的に審査実績を踏まえて規制基準で明確化することが望ましいという意見については、以上になります。これ以外のものは先ほど申し上げたとおり、記載の適正化や基準間の整合を図るものになりますので、本資料で御確認いただいて、見直しについては御検討いただければと考えております。

それでは、また申し訳ないのですけれども、資料の本体のほうに戻っていただきまして、右肩の5ページまで戻っていただければと思います。

右肩5ページ、今回の意見集約ではただいま御説明いたしましたA項目以外にも、事業者がこれまでの審査において技術的な議論を十分尽くせなかったと受け止めていて、改めて技術的根拠を整理した上で議論を希望する意見もございましたので、これらについてはB項目として参考資料12-1にまとめております。これらについては具体的な内容については本日は説明を割愛させていただきますけれども、技術的根拠の説明が必要と考えており、説明の準備が整っているものから順次詳細を議論させていただきたいと考えているものでございます。

6ページをお願いします。今も少し触れましたけれども、今回集約した事業者意見・提案結果の扱いについてでございます。ATENAといたしましては1月15日の規制委員会資料に基づき、今後、規制庁殿の実用炉審査部門、地震津波審査部門にて検討された意見・提案が提示されるとの認識でございますので、今回の事業者意見も含めて、これに関わる意見交換をさせていただきたいと考えております。

また、B項目についても、今回の取組に含めていただくか、別の機会を設けていただき、議論させていただければと考えているところでございます。

7ページをお願いいたします。今後の取組についてでございます。今回、事業者から意見、提案を集約して提示させていただきましたが、引き続き次のおり継続的な改善の活動を続けていくこととしており、意見交換の機会を設けていただきたいと考えております。

一つ目として、今回抽出対象の基準等については引き続き審査経験・実績が今後も蓄積されていくこととなりますので、継続的に意見・提案を集約して、提示させていただきたいと考えております。

また、今回抽出対象に含めなかった基準についても、今回の取組結果も踏まえて事業者からの意見・提案等を集約することとしており、集約ができた時点で、今回同様に意見交換の機会を設けていただきたいと考えております。

今回意見集約の結果について、当方からの説明は以上になります。

○櫻田技監 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を受けて、規制庁側から質問、あるいはコメントがありましたらお願いします。

遠山課長、お願いします。

○遠山課長 技術基盤課の遠山です。確認のための質問を少しさせていただきたいと思えます。

まず最初に今回の資料全体についてなのですがすけれども、資料の3ページ以降から見直しの対象とした基準というのがA～D項目まで書かれているのですがすけれども、これらに関する意見としては、現時点では今日提示していただいたものが全てであるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○櫻田技監 藤田副部長、お願いします。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

今、遠山課長が御認識されているとおり、現時点での、少しスケジュールがずれ込みましたので、集約は2月頃のものになりますけれども、その時点での実績と、全てということになります。

○櫻田技監 佐々木さん、お願いします。

○佐々木調整官 原子力規制庁の佐々木です。

頂きました資料の別紙の、今、7/26まで御説明いただいたと思うのですがすけれども、私の聞き間違いかもしれないですが、8/26以降は参考にしてくださいというふうにおっしゃったように聞こえて、8/26以降は提案ではないという意味だったのですか。ちょっと確認させてください。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENAの藤田でございます。

8/26以降は、単純な記載の適正化ですとか、基準間の整合を図るものですので、今回説明を割愛させていただきますけれども、参考というわけではなくて、見直しの対象にはしていただきたいものでございます。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

分かりました。では、これは提案としては同じレベルで出しているということでもよろしいですね。

○櫻田技監 どうぞ。

○ATENA（藤田） その認識で間違いございません。

○佐々木調整官 ありがとうございます。

○櫻田技監 ほかにありますか。

じゃあ、佐々木さん、どうぞ。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

5ページについてなのですが、まず一つはここには一番左側に審査実績のある基準等と書いてあって、Aは審査実績を踏まえ、規制基準で明確にすることが望ましいものということで提案頂いていますけれども、それで別紙ということになっていますけれども、別紙を見ると例えば亀裂の解釈というような、供用期間中検査に関するものにもコメント頂いていて、審査実績だけではないものを集めたのかなという、だけではなく、検査実績も踏まえて集めたのかなというふうにも思いますし、そうだとしたら検査実績も一部入っているのか、それともちゃんと全部集めた結果としての母集団になっているのか、どちらなのか教えてください。

○櫻田技監 藤田さん。

○ATENA（藤田） 今、質問のありました亀裂等についても、もともとの設計については許可基準ですとか技術基準がベース、大元となっているものでございますので、関連性という意味で技術基準、許可基準に関連のあるものについては、今回抽出対象としたということでございますので、直接的ではないにせよ、関連性はあるというところで対象としております。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

分かりました。ありがとうございます。

それで、続きの質問ですけれども、7ページに行きますと、どこだったか忘れてしまいましたが、この会合の中でBについても取り上げていただきたいと書いてあったような。ごめんなさい、私の勘違いかな。

そうしたら、もう一回戻りまして5ページのB.については、この会合の対象としては委員会で決められた内容に入らないと思いますので、こういうのは多分ATENAさんだったらCNO会議の議題にさせていただくなりして、御提案いただければいいと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○櫻田技監 示野さん、どうぞ。

○ATENA（示野） ATENAの示野でございます。

今、佐々木さんがおっしゃったのは、6ページのところの矢羽の二つ目に書いてあるところでございます。おっしゃるとおり今回の抽出の対象とはちょっと含まれないということかとは思いますが、大きな意味で規制基準の継続的な改善というふうに見ていただけるのであれば、今回の取組に含めていただく案もあるのかなということで、こちらの思いは書かせていただきましたけれども、ここではなく別の機会ということでも結構ですので、こういった規制基準の改善の提案をどこかで議論させていただけるとありがたいということで、今日は書かせていただいております。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、委員会で決めていただきました内容とはちょっと入らないとは思いますが、後半の別の機会を設けてというほうを、今後検討していただければと思います。

○櫻田技監 遠山課長。

○遠山課長 すみません。今の参考にしていただければという区分Bの資料（参考資料12-1）のことなのですが、ちょっと見てみますと、これ中身はいわゆる新知見を反映するものと、それから現規制の根拠自身を再度考慮すべきではないかという、2種類のものが含まれているように思いましたけれど、そのような理解でよろしいでしょうか。

○櫻田技監 宮田部長、お願いします。

○ATENA（宮田） 確かに新知見的なもの、例えば竜巻のところなんかもそうですし、一方で明確化みたいな、単一故障の可能性みたいなところの基準をもう少し明確にしてほしいと、そういったところが含まれているということです。

○遠山課長 遠山ですけれども、了解いたしました。

今お聞きしましたのは、今後別の場で検討するとしても、提案の内容の種類に応じてこちらも検討の考えをまとめる、あるいは整理をするという必要があるのではないかと改めて確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○櫻田技監 佐々木さん、お願いします。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

別紙の全体についての確認なのですが、頂きました事業者意見・提案という欄には、審査実績例が書いてあるものと、書いていないものがあるのですが、書いていないものについてはどういうものがあるのか。多分気付いて審査書に書かれるような種類

のものではないけれど、気がついたというものもあるでしょうし、いろいろあるかと思うのですが、書いてあるものと書いていないものがあるので、その違いを説明してください。

○櫻田技監 藤田さん、お願いします。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

審査実績を明確に記載させていただいているものにつきましては、概ね許可基準ですとか技術基準に関する意見についてでございますが、これらについてはやはり明確に基本方針ですとか基本設計方針の中に落とし込んでいるものでございます。

それ以外のものは、この審査ガイドですとか規則に関するものでございまして、端的にこの部分がというのが少しお示しにくい部分もありまして、今回実績としては明確にひも付けてはございませんけれども、記載の適正化とか誤記みたいなものは除きますけれども、内容といたしましては審査の中で議論させていただいた内容ということには変わりございません。

以上です。

○佐々木調整官 分かりました。ありがとうございます。

原子力規制庁、佐々木ですけれども、そうしたら個別の中身について質問させていただきたいと思うのですが、別紙の3/26ページのNo.5について、例えばここには事業者意見・提案のところに「審査において現実的な条件として」と書いてあって、「これらの評価条件を解釈に明確化していただきたい。」と書いてあるのですが、見直し案のところには評価条件というのは何になるのかちょっと分からない内容が書いてあるということと、審査実績として大飯3、4号とか、そういうことが書いてありますけれども、全てのプラントに普遍的に適用できるものであれば、解釈に書くということもできるかと思うのですが、これは全てのプラントについて普遍的に成り立つということを何らかの形で、エビデンスでもって説明していただけるという準備があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○櫻田技監 藤田さん。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

御指摘の箇所につきましては、評価条件という部分では使用済燃料貯蔵槽内の制御棒とか燃焼度に伴う減損とかを考慮するというのを条件として入れてくださいというのが提案でございますので、解釈の見直し案の中でも、我々としては読めなくはないというか、そ

う読めるかなと思った提案の記載にはしていたつもりでございます。

普遍的に全プラントにというところでございますけれども、そこは選択肢の一つとして末尾のところを考慮しても良いというところで、それより保守的に設計する分には特段問題ないかなというような、ちょっと幅を持たせたような記載にはさせていただいているというのが現状の提案になってございます。

以上です。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

おっしゃっている意味は分かりましたけれども、名前が解釈というものですが、位置付けとしては行政手続法に基づく審査基準になっていて、処分の基準になりますので、個人的意見ではありますけれども、こういうときはこういうふうにしてもいいみたいなのをたくさん書くものではないんじゃないかなと思っているので、ちょっと質問しました。ありがとうございます。

○櫻田技監 北井上さん。

○北井上専門職 原子力規制庁の北井上でございます。

すみません、少しページは戻るのですが、別紙の1/26の一番最初、パラメータに関する部分です。こちらについてちょっと何点か質問をさせていただきます。

先ほどの佐々木とのやりとりの中で、審査実績の例がないものについても、審査実績が全くないというわけではなくて、審査会合の中で議論等をしていて、ただ、その申請書とか、あるいは審査書の中で具体的にここだと指し示すものがないので、したがってここに書けていないのですというお話だったと理解しているのですが、ということはこの例えば一番最初のものを出しているのですが、このパラメータの定義の部分が審査会合などで議論になって、確かにこの書き方はおかしいよねということで、審査の中で最初の5ページにあるような審査資料の中で明確にしている、したがって規制当局とも共通理解にここもあるということで理解すればよろしいでしょうか。

○櫻田技監 藤田さん。

○ATENA（藤田） ATENAの藤田でございます。

今の1項目めのパラメータの件につきましては、どちらかというと我々の中では審査の中で築いた適正化に当たるようなものかなと思っております。本来であれば冒頭の2条の定義のカテゴリでパラメータというものを定義しておくというのが立てつけとしてもいいのかな、概ねそういうものが多いと思いますけれども、本件に関しましては条文間でパラメ

一タという用語を取り合っていて、その条文間の関連性もあまりないというところで、適正化というところで、実際審査の中で議論したということではないと認識しております。

○北井上専門職 原子力規制庁の北井上です。

御説明ありがとうございます。御説明の趣旨は理解いたしました。その上でというか、他方と言うべきかもしれないですけども、「以下「パラメータ」という。」という、こういう定義付けのようなものというのは、各許可基準規則ですとか技術基準規則の中で散見される書きぶりかなと思うのですけれども、これが特出しされて、御意見としていただいているのは、何かしらこれまで困ったところとか、あるいは審査の中で詰まったところがあったのかなという勝手な付度みたいなものをして、ちょっとお伺いしていたのですけれども、特にそういったものはなく、単なる記載の適正化だということによろしいでしょうか。すみません、念のための確認です。

○櫻田技監 藤田さん。

○ATENA（藤田） その御認識で間違いございません。

○櫻田技監 遠山課長、どうぞ。

○遠山課長 規制庁の遠山です。

ちょっと細かい質問なのですけれども、2/26ページの第3項で、放射線の遮蔽のことに關しての御意見なのですが、ここについてはもともと著しい損傷を防止するというのが現在も書かれておるのですけれども、これを明確ではないという御意見のようなのですが、実態としてここに記載されているのは、過去の審査の場でちょっと関係のない議論があったからということを書かれているのですが、単純に読むと現行の基準で十分明確になっているような気がするのですが、いかがでしょうか。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENAの藤田でございます。

今、遠山課長おっしゃられたように、確かに現行でも問題ないというふうに読めるかとは思いますが、ただ、事実としてそこからはみ出したというか、ちょっと違う議論があったということもございましたので、より明確化という事業者側の思いがあるということでございます。

以上です。

○櫻田技監 どうぞ。

○遠山課長 分かりました、ありがとうございます。

続きましてもう一つ細かいことなのですが、3/26ページのNo. 4、これは後のほうでも同じようなものが出てきていますけれども、可搬型設備の悪影響ということに関しての御意見ですけれども、重大事故対処設備の一部に影響が出るというふうに書かれているのですけれども、これはどういう場合のことを指しているのでしょうか。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENAの藤田でございます。

可搬型のSA機器については、分散配置をして機能維持を図るという基本方針になってございますけれども、分散配置が複数台、分散配置することになりまして、外部起因事象によってはその複数台ある一部には影響が出るけれども、総じて可搬型重大（事故等）対処設備全体としての機能はその一部が損耗したところで維持できるという状態を想定したものでございます。

以上です。

○櫻田技監 どうぞ。

○遠山課長 そういう意味では、この現状の記載でも参考のところにあるように、必要な機能が損なわれる恐れがないものという記載で読み取れるのではないかなとは思ったのですが、一応確認させていただきました。

○四国電力（石川） すみません、四国の石川ですけども、よろしいでしょうか。

○櫻田技監 どうぞ。

○四国電力（石川） 先ほど遠山課長、おっしゃっていただいたのは、40条の話なのですが、ここのところの43条の3に対する解釈の見直し案は、40条を例にとり、これに乗っかる形でこう書いたらどうですかという提案でございます。ですので、SA設備対SA設備の中で悪影響を及ぼすと。そうすると、もう一つのSA設備が使えなくなると、こういうことを防止するという事で、悪影響を及ぼさないということを40条に倣ってというか、まねして書いたというところでございます。

○遠山課長 規制庁、遠山です。

御意見は理解いたしました。ありがとうございます。

○櫻田技監 すみません、ちょっと私は今フォローしきれなかったのですが、最初の遠山課長の質問に対して、この重大事故等対処設備の一部に影響が出る場合もあるとおっしゃっていて、そういうケースも許されないというふうに読めてしまうかなという、そういう意味なののでしょうか。

質問の趣旨が分からなかったかもしれません。御提案の趣旨が私は理解し切れていないのですけれども、現状の文章のままだと重大事故等対処設備に対して、他の重大事故等対処設備に対して悪影響を及ぼさないということが要求事項になってしまうと、他の重大事故等対処設備の一部に影響が出るということがあって、そういったこともあってはならないというふうに言われてしまうのが困ると、そういう趣旨かと思ったのですが、そういう理解でよろしいのかという質問です。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

そのとおりでございます。

○櫻田技監 今申し上げた一部に影響が出るというのは、もう少し具体的にこういう例なのですということを説明いただけないでしょうか。

どうぞ、藤田さん。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

保管場所等によって外部事象で竜巻とか津波で保管場所によって機能が担保できる、できないというところの識別はあろうかなと思います。ちょっと補足があればすみません、お願いします。

○櫻田技監 おっしゃっているのは、竜巻であるとかそういう自然事象に対して、全ての重大事故等対処設備は影響されないようにしなければならないというふうに思われてしまうかなという、そういうことなのでしょうか。そんなことは誰も言っていないと思うのですけれども。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

そのとおりでございます。ですので、竜巻に対してはこれが使える、それから津波に対してはこれが残ると、そういうところで重大事故に対処する機能に悪影響を及ぼさない、残りますということを明確にしたいと、そういう気持ちで書いているということでございます。

○櫻田技監 御趣旨は分かりました。それでよろしいのかというのは、もうちょっと考えてみなきゃいけないとは思いますが、一応御主張は分かりました。

ほかに質問、コメントありますでしょうか。

遠山さん。

○遠山課長 すみません、今日御説明してもらったところのちょっと先なのですが、よろしいでしょうか。8/26ページで、「中央制御室以外の場所で」というのがあるのです

けれども、これはどこを対象としているのでしょうか。すみません、分かっていないので確認をさせていただいているものですが。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

具体的な場所については、情報管理上あまり申し上げないほうがいいかなと思いますが、中央制御室に限ったところではないというところでは、同じ機能で常時監視できる場所があれば、そこは警報発信する場所として認めていただけるという趣旨のコメントでございます。

○櫻田技監 佐々木さん。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

同じところの質問なのですけれども、ある審査で同等以上の保安水準を持つ場所であれば、問題ないという審査があったのだと思いますけれども、それは詳しく同等というレベルを細かく検討された上で、このプラントについてはいいというふうになったんだと思います。

ただ、こういうふうに審査基準に書いてしまうと、普遍的な「良い」ということになってしまうわけで、そうすると「同様な」というのが何なのかということをはっきり規定しないと、同様なのか、同様じゃないのかということで、また書いたことにより、より混乱するということがあると思うのですけれども、この「同様な」というのはその審査経験を踏まえて明確に記載することができるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

実際の審査資料上は、明確に同等性を担保するような設計方針を記載できるものと考えております。この場ではちょっと具体的な場所は控えますけれども、問題ないと思っております。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

今の御説明からしたら、やはり個別の審査で同等であるかというのを詳しく確認しないと、同等性を一律に基準に書けるようなものではないということをおっしゃっているように聞こえますけれども、どうでしょうか。

○櫻田技監 藤田さん。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

そうですね、同等以上の保安水準という基準として、ここに記載していますとおり、同様な監視機能を有して監視人が常駐する場所ということ自体が、同等以上の保安水準ということ、少し解釈としてかみ砕いた形で反映していただくと、より明確になるのかなと考えているところでございます。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

結構難しいことをおっしゃっているのではないかというふうに思いますけども、御趣旨は理解しました。ありがとうございます。

9/26ページについて、1番のほうについて御説明なかったのですけれども、教えていただきたいと思います。

まずこの1番のところを読みますと、解釈の見直し案というのが書いてあるのですけれども、重大事故等クラス3機器はクラス3機器の規定にそれぞれ準じるものとするというふうに書いてあるのですけれども、規則のほうは重大事故クラス1機器とクラス2機器について、破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥がないこととしているので、この御提案はクラス3機器を検査の対象にするということが書かれているという理解でよろしいのでしょうか。

○四国電力（石川） 四国、石川ですけども、すみません。御質問の趣旨が良く分からなかったのですが、もう少しお教えいただけないでしょうか。

○佐々木調整官 規則解釈を見るので、ちょっとお待ちいただけますか。

○櫻田技監 では、佐々木さんが調べている間に、ほかの質問はありますか。

北井上さん。

○北井上専門職 原子力規制庁の北井上です。

同じページ9/26で、その下の部分です。2番のところでもちょっと確認なのですけれども、こちらの修正頂いている案で、「かつ探傷不可範囲がする場合」というふうに記載いただいていますけれども、提案のところにあるとおり、存在しない場合は代替試験を行う必要性はないというのは、それはそのとおりなのかなと思っていて、かつこれまでの記載、今の記載の中で十分その点というのは自明なのではないかなというふうに感じるのですけれども、そうではないというふうにお考えでしょうか。

○櫻田技監 石川さん。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

確かに運用上は特に困っているものではないというところでもありますけれども、この文章自体、規則自体を読むとこういうふうな「かつ」という文字がないと、探傷不可範囲

がない場合でも、もう1個のほうの検査をしなくてはいけないという形があり得ますので、そこを明確にしたいという意味で書いてございます。

○北井上専門職 原子力規制庁の北井上です。

ありがとうございます。御提案の御趣旨は理解いたしました。ありがとうございます。

○櫻田技監 では、さっきの佐々木さんの質問に戻って、佐々木さん。

○佐々木調整官 私は今、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の第56条を見ておりまして、ここに使用中の亀裂等による破壊の防止ということで、要求事項が記載してございますけれども、ここには使用中の重大事故等クラス1機器、それからクラス1支持構造物、重大事故等クラス2機器及び支持構造物には、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があってはならないとなっております。規則要求にはクラス3機器は入っていないというものになっていて、解釈において18条の解釈に準じるものとするということで、その解釈の中でここにあります9/26ページの亀裂その他の欠陥の解釈が引用されているわけですが、この見直し案のところには重大事故等クラス3機器は、クラス3機器の規定にそれぞれ準ずるものとするというふうに書いていただいているので、クラス3機器も検査の対象に加えるような記載になっているので、その御趣旨をお聞きしたというところです。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

Q（御質問）ありがとうございます。了解しました。

ここについては単純に亀裂解釈に書かれている解釈のほうのクラス3機器というところに乗かって、クラス3機器についてはSAだとSAクラス3になりますよというふうに書いてあるというところでございます。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

じゃあ、その辺はもう1回確認していただいたほうがいいのかと思いますけれども、重大事故等クラス3機器の規定に準じるということだと、目視試験になると思いますので、できるからやったほうが良いという、そういう御提案かなと思いました。

ここに準じるものとするとして書いてあるのですが、重大事故等クラス1機器とクラス2機器は、クラス2機器の規定に準じるというふうに書いてあるのですが、維持規格においては検査の部位とか頻度とか、試験方法とか溶接継手の形とかが細かく規定されているのですが、実際に準じられるかどうかというのを確認されたかをちょっと教えてください。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

そこにつきましては大変申し訳ありません。私のほうでそこまで確認していませんので、確認した上でここに見直しにする対象のSAは何かということ、もう1回確認したいと思います。確かにおっしゃるとおり、各クラスごとに検査の内容と、あとやり方違います。範囲も違いますので、そこは確認した上で再提案させていただきたいと思います。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

ありがとうございます。重大事故の機器についても供用期間中検査を何らか規定すべきという全体の御趣旨だと思いますので、それはとても正しいというか、いいことだと思っていますので、具体的に確認していただいて、どういうふうに規定したら大丈夫そうなのかというのは、引き続き検討していただければありがたいというふうに思います。

○櫻田技監 北井上さん。

○北井上専門職 原子力規制庁の北井上です。

1ページめくっていただいて、10/26ページのNo. 3、4でそれぞれ質問、確認をさせていただきます。

まず、上のNo. 3です。こちらについて対策の具体例を記載していただきたいということで御提案頂いていますけれども、対策の事例を明記しなければならない理由というのを御教示頂ければと思います。というのも対策の選択肢を書くことで、皆さんそちらに寄っていくとか、それをやれというふうに読めてしまって、どんどん選択肢が狭まっていくようにもつながり得るように感じるのですけれども、ここで具体例を書くことによる実質的な効果としてどういったものを考えていらっしゃるのかなというのを御教示頂ければと思います。

○櫻田技監 石川さん、どうぞ。

○四国電力（石川） 四国電力、石川です。

確かに、今までこの例で書いてあるウォータージェットピーニングと、それからECTとか、あとUSP、超音波ショットピーニングとECT、この組合せであれば左に書いてある現状の記載の中の検出限界時の亀裂を想定したうえでも十分なSSCCに対する有効性が実証された対策ということで認めていただいているところがあります。認めていただいているので、そこについて今までの認めていただいた内容をそのまま書いて、明確にしたいという思いがございます。

ただ、確かに今までの運用上、特に問題はないので、さっき北井上さんおっしゃって

ただいたとおり、もし自分たちの運用、これを狭めるというふうなことがあるのであれば、良くないかなと思ったのですけども、よく見ると「一例として」と書いていますので、明確にこういうことをやれば大丈夫だということ、規則のほうに書いていただいて、明確化していればいいのかなということ今、書いてございます。

○北井上専門職 原子力規制庁の北井上です。

ありがとうございます。御提案の趣旨は理解いたしました。

次、すみません、その下のNo.4を見ていただいて、こちらは維持規格に従う、維持規格によることというのを追記するよという提案だというふうに理解しているのですけれども、こちら別紙1の冒頭等を見ると、維持規格に従い実施することというのは、もともと明記をされていて、同じことを2回書く、重複のような形になるのかなというふうに感じるのですけれども、こちら現状でも明確のように感じるのですけれども、ATENAさんというか事業者側の御認識を御教示頂ければと思います。

○櫻田技監 石川さん、どうぞ。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

確におっしゃるとおり、冒頭のほうできちんと定義できれば、特に追加では要らないことかもしれません。ちょっとぶつ切りで書いたところがありますので、ここの別紙1の5.に対してこうだということを書いていますけれども、トータルで規則の中で読めれば、それで問題ないかと思います。

○北井上専門職 原子力規制庁、北井上です。

ありがとうございます。

○櫻田技監 佐々木さん、どうぞ。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

12/26ページなのですけれども、このページには御意見、提案として「近隣産業施設と発電所間に山などの障壁がある場合は、危険距離や危険限界距離は不要と考えられるため」と書いてあるのですけども、御提案のガイド案の見直しについても、「障壁がある場合は、具体的な評価は不要とする。」と書いてありますけども、障壁と原子力施設との距離とか、いろんな要因があつてこういうケースでは不要かなというのが出てくるものだと思いますので、障壁がある場合は具体的な評価は不要というのは、かなり大ざっぱなのなのではと思いますけども、どういう御趣旨なのでしょう。

○櫻田技監 石川さん、どうぞ。

○四国電力（石川） 四国電力、石川です。

ここのところ、確かに障壁自体の評価については、各個別の審査の中でやるのが適当だと思いますけども、ただ、これ実際は美浜3号機の外部火災の審査のときに出たお話というところで、発電所で、あと近隣の産業施設というのは、これは「もんじゅ」だったのですけども、その間に山がありますよということ。ただ、この山がある状態においても初めのほうは規制庁さんとのやっている間では、定量評価しなさいという話が出てきたと。ただ後ほど規制委員会さんのほうからは、山のような障壁がある場合は定量評価不要というお話が出たという経緯がございます。

ですので、山とか障壁とか、それは確かに個別にはそれが障壁になるかどうかという確認は要りますけれども、そういうふうな審査の実績があったということ踏まえて、こういうことはちゃんと書いておくというのが大切かなと思って書いてございます。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

そういう出来事があったというのは、今お聞きして知りましたけれども、山といっても例えばお寺だって何とか山何とか寺みたいに名前がついていて、山の定義も結構何だったら山なのか知らないですけれども、障壁として具体的な評価は不要とするというふうに書いたほうがいいという御提案であったら、そこのところをはっきりしていただかないと、あとは規制庁で考えてくださいみたいに言われてもちょっと困るので、そういうことを検討した上で御提案いただいたほうが考慮しやすいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○四国電力（石川） すみません、四国、石川です。

ですので、提案としては「地形等の状況を考慮し」と書いています。考慮するところについてはその説明が必要だと思っています。その上で不要というふうな審査を頂くということでございますので、個別にどんな山とかどんな障壁というのを規則のほうに書くのではなくて、我々は状況を考慮して考えて、その上で障壁があるのでこの評価は不要とする、というふうな説明の仕方になると思います。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

そうすると、御提案としては地形等の状況を考慮することができるみたいなことを書いたらどうかと、そういう意味でよろしいですか。

○四国電力（石川） そうです。ですから、ガイドの見直し案のところに書いている、アンダーラインで書いている内容、これを追加したいということでございます。

○櫻田技監 ちょっと割って入って恐縮ですけれども、確かにそういう審査におけるやりとりがあったというのは私も記憶していて、さすがにあそこで起こったものが何でここまで飛んでくるのだよという議論だったと思うのです。一方で、今、御提案の文章だけだと、最終的な結論が評価不要とすると言い切っちゃっているところがあるので、佐々木が言っているような心配が出てきちゃうということなので、ここは多分見直すとしてもこのとおりの文言に書き換えるということではなくて、もうちょっと工夫をして審査に当たってその地形等の状況を見極めたというか、考慮した上で原子力発電所とその外部火災源との間が十分に遠いとか、障壁があるとかということから、評価をするまでもないという場合があるということが分かるような書き方にするというような気がするのですが、ここは文章の問題かなというふうに思います。そんな感じがするのですが、佐々木さん、いかがでしょうか。

○佐々木調整官 今、技監が御説明いただいたように、書いてある内容じゃなくて、御説明いただいた内容は理解しました。ガイドなので、もともと一例を書いてあるものなので、直すかどうかというのはまたちょっとよく分からないのですが、考慮するということを書いたほうが良いということは分かりました。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

了解しました。

○櫻田技監 ほかにありますでしょうか。佐々木さん。

○佐々木調整官 次の13/26ページについて質問させていただきたいのですが、このNo.1のほうは「代替反応度制御棒挿入回路（ARI）について、有効性評価では考慮しないことで審査が行われている。」と書いてあるのですが、審査例みたいなのはないのですが、これは審査実績の例が書いていないのはなんでなのでしょう。どれを見ればいいのかということなのですが。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

確かにおっしゃられるとおり、先ほどちょっと申し上げましたとおり、明確に基本設計方針ですとか基本方針の中でフレーズとして端的にお示しするところができなかったもので、ちょっと今回引用はしていないのですが、実際の審査実績としてあるというのは間違いございませんので、また必要に応じて御提示することは可能かと。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

分かりました。ここにガイドの見直し案のように、このARIには期待しないと書くと、過去の審査で全部そういうふうに審査されているのかもしれないのですが、その後のやつも全部そういうふうに審査されるということになりますけども、そういう審査として固定するというか、そういうふうに統一したほうがいいと、そういう御提案で、そういう理解してよろしいですか。

○櫻田技監 どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

その御認識のとおりで、今回見直し提案させていただくとおりで問題ないと考えております。

○佐々木調整官 ありがとうございます。

○櫻田技監 ほかにありますか。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

14/26ページなのですけれども、こちらにはBWRのお話を書いてありまして、ガイドの見直し案も「BWRの場合は」というふうな限定で書かれているのですが、これはなんでBWRの場合は追記してほしいというか、追記すべきなのですか。ちょっと教えてください。

○櫻田技監 藤田さん、どうぞ。

○ATENA（藤田） ATENA、藤田でございます。

事業者意見のところにも記載していますとおり、「なお」以降のところはPWRについてはというところで、それはPWR、もともと審査資料の立てつけの違いによるものかと思えますけれども、PWRについては別途補足説明で対象期間について明確にして、評価対象としてはミッドループ期間というのを既に明記しておりますので、特段そこは影響ないというところで、BWRについて今、その今回提案させていただくところが明確でなかったのも、追記いただきたいというところで、BWRについても明記頂く分には問題ないのですが、現時点でその事業者側からの必要性はそう強くはないという現状にあるというところです。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

御説明が良く分からなかったのですが、BWRもPWRも両方書くべきとか、両方書かないとかだと分かりますけど、片方だけ書くということが、基準を作る側からしたら何となく。PWRは関係がないのでとか、そういうときの書き方なので、必要性がよく理解できない。PWRは補足資料で示していると。じゃあ、BWRはどうして書いてほしいのか、ちょっと分からないです。

○櫻田技監 石川さん、どうぞ。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

確かに、これ各事業者の意見を取りまとめる中で、Pのほうはもう特に補足説明書で出てきたから問題ないやとっていて、書かないパターンで書いてしまいました。Bのほうだけ特化して書いている状態ですので、ここについてはP・B両方それぞれについての評価対象期間を明確に書くパターンに直すのか、もしくはほかの書き方をするのかちょっと考えてみたいと思います。確かに、PとBでB側だけの話ではない。Pを排除するものでもないということですので、そこは見直しをしたいと思います。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

今までの御説明をお伺いしてちょっと思ったのは、ATENAさんは各社さんから出てきた意見を一覧表にしたということで、例えばこれを書いたときのいろいろなメリットとかデメリットとか、実現性とかそういうのは特に検討していないという、そういうことなのでしょうか。

○櫻田技監 石川さん、どうぞ。

○四国電力（石川） 四国、石川です。

実現性を検討しないという、そんなことはありません。ただ、各社からの意見を全部吸い上げると。その中でATENAの技術部長のほうでどのような意見、提案にするかということを確認すると。それをまた事業者さんのほうに戻して、再確認するというフェーズを踏んでやってきました。

ただ、すみません。先ほどの原子炉の運転停止期間中の期間の話、ここについては確かに十分な考慮ができていなかったところがございます。そこについてはごめんなさいでございます。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

分かりました。ATENAの中でも議論をした結果というふうに受け止めて問題ないということなのですね。

○四国電力（石川） そのとおりです。

○櫻田技監 ほかにありますでしょうか。今日のところは質問、コメントは以上のような感じでしょうか。

一渡り見て、質問、コメントを出したということなのですが、幾つかATENA側で引取られたものがあるのですが、これ今後どうでしょうか。何か御提案がありますか。

○佐々木調整官 原子力規制庁、佐々木です。

内容を追加するとか、そういうことではないと思っていました、今、御説明いただいた内容と書いてある内容が、ギャップがあるというようなことだったように思いますので、可能であれば、趣旨を明確にした形で紙で再提出していただければ、そちらのほうが我々のほうとしては理解しやすいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○櫻田技監 玉川さん、どうぞ。

○ATENA（玉川） ATENAの玉川でございます。

少し提案なのですけれども、今回御質問たくさんいただきましたし、御議論もまだ多分これからじっくり見られて、追加の質問出てくると思っていますので、それらも引き取らせていただいて、一度再提案させていただくという形を取らせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○櫻田技監 玉川さんがおっしゃるように、規制庁側の検討もこれからしっかりしなきゃいけないということもあります。ですけれども、それから、ATENA側の資料を拝借して恐縮なのですが、資料12-1の6ページにフロー図があって、まさに赤枠で囲っていただいたように、今日のこの会合は、このフロー図の上の赤枠で囲っているところの意見・提案の聴取ということなので、この後もうちょっと下に進んでいって、二つ目の赤枠があって、必要に応じて意見交換を実施というのがあって、必要な場合はということではあるのですけれども、今回限りでもう意見交換を終了するというつもりもないのですけれども、必要もないのにやる必要もないということだと思ってしまうので、そこは今後の進み方、実際の検討なりでこういう対面なのか、ウェブなのかは別にして、書面のやりとりではなくて、意見交換をするということが必要だったらやると、こういうことだと思っております。したがって、まずはATENA側で引き取られたことについては検討していただいたものを紙にまとめていただいて、それをこちらに頂くと。

一方で、我々のほうでも検討を進めて、この二つの材料がそろったところで、もしもう一回こういう会合を開く必要があるということであれば、またお声がけするというようにしてはどうかというふうに思うのですけれども、問題はスピード感なのです。この会合自身を開くのに随分時間がかかってしまったということもあるのですけれども、また次の提案を頂くのが来年とかという話になっちゃうと、それはそれでややこしいのですけれども、ATENA側の追加作業にどのくらいの時間がかかるかという、見込みのようなものはありますでしょうか。

どうぞ。

○ATENA（玉川） ATENA、玉川でございます。

少しお時間いただきたいと思いますが、そんなに時間がかかるものでもございませんので、今日の再提案する2件につきましては、1週間なり10日なりのような状況でお返しできると思います。

○櫻田技監 それでは、そういうタイミングを念頭に置いて、再提案の御提出をいただいた上で必要があればまたこういう会合を開くと。特になければまた作業を進めていった上で委員会との関係もありますので、必要に応じてまた意見交換が必要であれば行くと、そういうことかなというふうに思いますけれども、規制庁側はそんな感じでどうですか、よろしいですか。ATENA側は今申し上げたようなことで進めるということについて、何か御意見があればですが、玉川さん、お願いします。

○ATENA（玉川） 今の提案で結構でございます。

それで、御質問のほうはもし追加でありましたら、随時いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○櫻田技監 ありがとうございます。

ということで、今後の進め方も含めて一通り今議論が終わったかなというふうに思うのですが、ほかになければ閉じようと思いますけれども、全体通して何か発言を希望する方はいらっしゃいますでしょうか。規制庁側、よろしいですか。ATENA側からいかがでしょうか。

玉川さん、お願いします。

○ATENA（玉川） 申し訳ありません。

一つ確認ですが、先ほど少し議論させていただきましたB項目の取扱いなのですが、こちらについては今後の進め方について規制庁側のほうから何か御提案なり御提示が頂けるということを待っていただければよろしいのでしょうか、それともこちら側から審査グループとかいろんなところに、こちらから説明に再度伺うほうがよろしいのでしょうか。

○櫻田技監 どちらもありかなというふうに思いますけれども、B項目というのがどういう立てつけのもので、どういう場で議論をしたいのだという、多分、御希望がとおりだと思うので、それについては改めて、今回開いた本日の会合の対象ではないということは共通の理解だと思いますので、こういった項目についてどういう場で検討すればよろしいか

ということについて、規制庁の、やっぱりとりあえずは遠山課長のところということのよう
な気はしますけれども、ということですよ。森下課長か。規制企画課ということですか。
森下課長が今ここにいないので、それでいいのかどうか分かりませんが、じゃあと
りあえず規制庁の中の規制企画課にアプローチしていただいたらよろしいのではないかと
いうことであります。いかがでしょうか。

どうぞ。

○ATENA（玉川） ありがとうございます。そのように対応させていただきたいと思
います。

最後の締めくくりということでございますけれども、今回のこのような取組につきまし
ては、規制庁、事業者、双方にとって審査の効率化に大いに役立つというふうに考えてご
ざいます。大いに期待しているところでございますので、ぜひ今後とも継続的にこうい
った意見交換の場を設けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○櫻田技監 こちら側からもATENAに取りまとめをしていただくと、その作業の効率化に
も役立ちますので、ぜひ実りのある取りまとめをしていただければと思いますので、よろ
しく願いします。

それでは、ほかに特にならなければ、これで本日の第12回新規制要件に関する事業
者意見の聴取に係る会合を終了します。ありがとうございました。